

# 新上五島町民間委託等推進ガイドライン（案）

## 〈目 的〉

この新上五島町民間委託推進ガイドラインは、平成17年12月に策定した「新上五島町行財政改革大綱」に掲げる基本方針の1つである「民間委託等の推進」に基づき、業務の民間委託・民営化（以下「民間委託等」という。）についての基本的な考え方等を示し導入検討の視点を明らかにすることにより、行政責任の確保と効率的運営及び民間活力の有効活用をより一層推進するために策定するものです。

## 〈基本的考え方〉

本町の場合、合併後肥大化した職員数を計画的に削減する中で、コスト削減につながるよう中長期的視点に立ち、段階的かつ積極的に民間委託等を推進していかなければならないと考えます。

現下の財政危機を克服し、定員適正化に向けて人員を削減していく過程で、「職員で出来ることは職員で」から「民間で出来ることは民間へ」と段階的に民間委託等を推進していくことにより、コスト削減及び職員の重要な施策への配置が可能となります。

### 1．事務事業

全ての部門において社会経済情勢の変化等を踏まえ、事務事業の必要性・実施方法について総点検を行います。

総点検の結果、事務事業自体の必要性が失われているものや、事務事業自体には必要性はあるものの、町が実施主体として事務事業を継続していく必要性が失われていたり、減少している事業については、誰が最も効率的・効果的な実施主体となり得るかを検討し、民間委託等を検討する。

### 2．施設の管理運営

施設の運営状況を明らかにし、費用対効果を検証し、施設のあり方や管理運営方法など、今後の方向性について、総合的に検討し見直しを進める。

現在、管理している施設について、改めて管理運営方法の検討を行う中で、民間等にその管理を委ねた方が適当な施設については、指定管理者に移行

し、その他直営の施設についても、町民の利便性の向上とともに、一層のコストの削減、サービスの向上を図ることができるよう検討を進め、順次見直しを行う。また、社会・経済情勢の変化により、公共施設としての設置目的や意義が変移、希薄化している、さらには、失われている施設については、「廃止」又は「譲渡（民営化）」を検討します。

なお、統廃合や譲渡等が可能な施設については、地域審議会や地区住民とよく協議しながら実施に向けて検討を進める。

### **民間委託とは**

本ガイドラインにおける「民間委託」とは、地方公共団体が行政責任を果たす上で、必要な監督権などを留保したうえで、その事務を民間企業、外部の団体及び個人などに委託することをいう。

### **民営化とは**

本ガイドラインにおける「民営化」とは、民間が主体となってサービスの提供や事務事業を行う方が望ましいものについて、施設の民間移譲や事務事業の廃止により、そのサービスの提供や事務事業の全部又は一部の業務執行を民間が実施主体となって行うことをいう。

## **〈民間委託等検討時の留意事項〉**

民間委託等を検討する際には、下記の項目につきそれぞれ検証を行う。

- 町民サービスを低下させることはないか。
- 人件費等経費の削減につながるか。
- 各種法令に適合しているか。
- 競争性、透明性及び公平性を持った契約手続きが行えるか。
- 将来的にも安定的に業務の遂行が可能か。
- 責任の所在は明確となるか。
- 個人情報等に関して情報管理が確実にできるか。
- 事故発生時など緊急時の対応は可能か。
- 現在従事している職員を別の分野で活用できるか。

また、民営化については、上記項目に加え、次の項目についても判断の基準と

する。

事務事業の性質又は法令等の変化により、町が実施主体となっていく必要性が失われ、又は減少しているもの。

民間によって、同種のサービスが提供されていて、町が実施主体から撤退しても、十分なサービスの量や質が継続して確保されるもの。

民間活力等の活用により、効率性とサービスの向上が期待できるもの。  
事業実施に伴う収入があり、経営努力に採算性が見込まれるもの。

### 《民間委託等の対象除外業務》

町が直接の実施主体となる必要のある業務としては、次の要件に該当する事務事業とし、民間委託等の対象から除外する。

法令上行政職員が直接実施することとされているもの

許認可等公権力の行使に該当するもの

政策・施策の企画立案・調整・決定など町自ら判断する必要があるもの

公平・公正の確保、個人情報保護のため町自ら実施すべきもの

### 《民間委託等の効果の検証と見直し》

サービスの質とコストの妥当性

民間委託等を行った業務については、サービスの質やコストの妥当性など、民間委託等の効果について、定期的に検証するものとする。

サービスの質・・・委託するにあたって、町が期待していた水準のサービスが確保されているか検証するものとする。

コストの妥当性・・・委託先が委託契約履行にあたって投入した業務量と業務内容が、委託料とバランスがとれているか。他の類似例と比較等をするものとする。

委託契約の見直し

民間委託等の効果の検証に基づいて、事務事業の必要性・有効性を再点

検するとともに、委託内容の見直しを行うものとする。

また、委託料の積算において見直すべき点がないか検討するものとする。

#### 委託先の見直し

委託先が長期固定化した場合、業務の改善意欲が薄れていく恐れがあるため、一定期間経過後は、最も効率的・効果的なサービスを提供できるものとして引き続き委託先として適当かどうか点検するものとする。

### 《推進計画の策定》

民間委託等を効果的に実施するため、民間委託等実施計画を策定し、全庁的な推進管理の下に計画的に推進する。なお、民間委託等は、組織、定員管理、職員採用と連動して効果が発揮できるものであるから、その方針や計画との整合性を確保する。

また、各部署においては、民間委託等を恒常的な業務改善として捉え、毎年度事務事業評価や予算編成過程等において点検を行い、その推進に向けた継続的な検討を行う。